

## 少年法の適用年齢の引き下げに反対する会長声明

本年6月17日、選挙権年齢を18歳以上とする公職選挙法の改正案が可決・成立した。その附則には、「少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定されている。これを受けて、自由民主党は「成人年齢に関する特命委員会」を設置し、少年法の適用対象の年齢を現行の20歳未満から18歳未満へと引き下げることについて検討を開始した。

かかる近時の動きは、選挙権年齢と少年法の適用年齢とを連動させようというものに他ならない。

しかし、それぞれの法律の適用年齢を考えるに当たっては、それぞれの法律の立法趣旨や立法目的を踏まえた上で、それぞれの法律ごとに個別具体的に検討されなければならないことはいうまでもない。

選挙権年齢引き下げは、現在及び将来の国や社会の在り方について若者の意見をどの程度反映させるべきかという民主主義の観点から検討される問題であるのに対し、少年法の適用年齢は、非行を行った少年の健全な育成と更生のために、国家がどのような処遇を行うべきかという観点から検討される問題であり、この2つの問題を連動して考える必要は全くない。

また、法制史の視点から見ても、現行の公職選挙法が制定・施行されるまでは選挙権年齢は25歳以上の男子とされていたのに対し、旧少年法（大正11年制定）の適用年齢は18歳未満とされており、両者の年齢は連動していなかったのである。

そもそも現行の少年法は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的として制定・施行されている（少年法1条）。こうした少年法の趣旨を受けて、20歳未満の少年に対する司法手続は、非行少年をすべて家庭裁判所へ送致することとし、裁判官、家庭裁判所調査官、少年鑑別所技官、付添人などが、少年の資質、性格、境遇、家庭環境、交友関係等を把握し、少年に対して教育的、保護的、福祉的措置を講ずることによって、少年の更生を促し、再非行を防止する仕組みとなっている。

ところが、仮に、少年法の適用年齢が18歳未満にまで引き下げられると、統計上、少年被疑者の約4割が少年法の手続から排除され、成人と同じ刑事手続により処罰されることになり、上記のような更生のための支援を受けることができなくなってしまう。その結果、比較的軽微な犯罪行為を行った18歳及び19歳の少年は、何ら再犯防止に向けられた教育的、保護的、福祉的措置を受けることができないまま、執行猶予により一般社会に戻されてしまうことになる。そうなれば、かえって少年の更生の機会を奪い、再犯者が増加することになりかねない。

少年法の適用年齢を引き下げるべきであるとの意見の中には、少年による凶悪犯罪の増加を理由にしているものも見受けられる。

しかし、刑法犯少年の検挙者数は平成16年以降11年連続で減少しており、この10

年間で約6割も減少している。また、殺人、強盗、放火等の凶悪犯罪もほぼ半減している  
のである。結局は、劇的に報道される一部の凶悪犯罪に引きずられて、少年犯罪全体が増  
加・凶悪化しているという謝った認識が横行しているに過ぎないだけであり、少年法の適  
用年齢を引き下げる方向での法改正を行うべきとする立法事実は存在しないのである。

以上から、近時の少年法の適用年齢の引き下げの議論は、現行少年法の立法趣旨を無視  
し、我が国の少年法に対する歴史的経緯を考慮しないものであるばかりでなく、現行少年  
法を改正する立法事実すら存在しないのであって到底認容することはできない。

よって、当会は、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げる法改正に強く反対する。

2015年（平成27年）8月11日

青森県弁護士会

会長 竹 本 真 紀